

北海道告示第 11127 号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和 5 年（2023 年）8 月 8 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 申請年月日
令和 5 年（2023 年）7 月 4 日
- 2 法人の名称
一般社団法人蝦夷サポート協会
- 3 代表者職・氏名
代表理事 佐藤 敏史
- 4 主たる事務所の所在地
札幌市中央区南 14 条西 6 丁目 6-13-201
- 5 実施する支援業務
・生活保護受給者、生活困窮者、障がい者、高齢者、出所者、多重責務者、DV 被害者、求職者、身寄りがいない方、未成年、外国人に対する、住宅紹介及び提供など入居前支援
・ホームレスだった方、出所者、DV 被害者、高齢者、障がい者、生活困窮者に対する、生活相談、仕事の紹介、安否確認、金銭管理、役所手続き、通院同行など、入居中支援
- 6 支援業務を行おうとする事務所の所在地
北海道札幌市中央区南 14 条西 6 丁目 6-13-201
- 7 支援業務を開始しようとする年月日
北海道が指定した日
- 8 指定年月日
令和 5 年（2023 年）8 月 8 日
- 9 指定番号
北海道指定第 39 号